

大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程

制 定 平成19年11月10日

最近改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 大阪商業大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正防止を図るため、研究活動管理・監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の事項とする。

- (1) 公的研究費に係る不正防止計画の策定及び実施に関すること
- (2) コンプライアンス教育の実施に関すること
- (3) 公正な研究活動を実施するための倫理教育・啓発活動に関すること
- (4) モニタリング及び監査に関すること
- (5) 不正等を発生させる要因の把握に関すること
- (6) 不正調査に関すること
- (7) 不正な取引に関与した業者の処分に関すること
- (8) 人を対象とする研究倫理審査に関すること
- (9) その他、公的研究費及び研究活動の運営・管理に関すること

2 前項第8号に関する事項については、大阪商業大学における人を対象とする研究倫理審査規程に定める。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長
- (6) 学長企画室長
- (7) 庶務課長
- (8) 専任教職員の中から委員長が指名する者（若干名）

2 委員長は、必要に応じて学外の有識者を委員として加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長とし、副委員長は、委員長が指名する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

(責任者及び権限)

第5条 本学における公的研究費及び研究活動の運営・管理に関する者の責任及び権限を次のとおりとする。

- 2 最高管理責任者は学長とし、次の責任及び権限を持つ。
  - (1) 本学全体を統括し、公的研究費及び研究活動の運営・管理について最終責任を負う。
  - (2) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
  - (3) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費及び研究活動の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 3 統括管理責任者は副学長とし、次の責任及び権限を持つ。
  - (1) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費及び研究活動の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。
  - (2) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は学部長及び事務局長とし、次の責任及び権限を持つ。
  - (1) 統括管理責任者の指示のもと、管理監督又は指導する各部局（以下「各部局」という。）における公的研究費及び研究活動の運営・管理について、実質的な責任及び権限を持つ。
  - (2) 不正防止計画をはじめとする各部局の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
  - (3) 不正防止を図るため、各部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。
  - (4) 各部局において、前号の教職員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進副責任者は庶務課長とし、次の責任及び権限を持つ。
  - (1) コンプライアンス推進責任者の指示のもと、各部局において公的研究費の適正な管理・執行が行われているかを把握し、管理・執行状況についてコンプライアンス推進責任者に報告する。
- 6 研究倫理教育責任者は委員会が専任教職員の中から指名することとし、次の責任及び権限を持つ。
  - (1) 研究者の倫理意識の向上を目指し、不正行為を抑止する環境整備を図るとともに、研究者及び関連部署責任者を対象に研究倫理教育を定期的実施するものとする。

(2) 大学院生及び学部学生等が、適切な倫理観を持った研究者となるよう育成に取り組み、倫理教育の啓発及び促進に努めるものとする。

7 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、専任教職員の中から最高管理責任者が指名することもできる。

8 第2項から第5項において定めた公的研究費及び研究活動の運営・管理に関する者が、定められた責任を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合は処分の対象となる。

(委員の任期)

第6条 第3条第1項第8号の委員の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の残任期間とする。

(所管)

第7条 委員会の事務は、庶務課の所管とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大阪商業大学学則第10条に規定する手続きを経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年11月10日から施行する。

2 第3条第7号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。